

## 浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、本市の公共交通空白地域において、生活交通の確保対策の一環として NPO 法人等が行う公共交通空白地有償運送の円滑な導入及び運行を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「公共交通空白地有償運送」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定により運行する同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「法規則」という。）第49条第2号に規定する運送をいう。

2 この要綱において「NPO 法人等」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は法規則第48条に規定する者をいう。

### (補助金の交付)

第4条 市長は、第2条の目的の達成に資するため、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う NPO 法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助金の交付申請等)

第5条 初度開設事業、車両取得事業、設備更新事業の補助金の交付を申請しようとする NPO 法人等は、規則第4条第1号の規定により、別表に掲げる補助金交付申請書（第1-1号様式）及び提出資料を同表に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

2 運行事業の補助金の交付を申請しようとする NPO 法人等は、規則第4条第1号の規定及び規則第13条の規定により、別表に掲げる補助金交付申請書兼実績報告書（第1-2号様式）及び提出資料を同表に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

3 運行活性化支援事業の補助金の交付を申請しようとする NPO 法人等は、規則第4条第1号の規定及び規則第13条の規定により、別表に掲げる補助金交付申請書兼実績報告書（第1-3号様式）及び提出資料を同表に定める提出期限までに市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付に関する条件は、次のとおりとする。

(1)初度開設事業においては以下のアからキ、車両取得事業、設備更新事業においてはイ

からキ、運行事業においてはオからカ、運行活性化支援事業においてはウからカに掲げるものとする。

ア 補助金の交付決定を受けた日から起算して1年以内に、運行事業を開始しなければならない。

イ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、補助事業の遂行が困難となった場合、補助事業を中止又は廃止する場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

ウ 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、交付を受けた年度終了後3年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、劣化が激しい場合や安全性を脅かす可能性がある場合及び、要綱第13条に基づき補助金の返還をした場合は、この限りではない。

エ 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

オ 浜松市公共交通空白地有償運送ガイドラインに沿った業務の遂行を行うと共に、効率的な運行に努めなければならない。

カ 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならない。

キ 補助金の交付を受けた年度終了後3年間は、公共交通空白地有償運送の継続に努めなければならない。

(2) 補助対象事業者は、市税を完納していなければならない。

( 補助金の交付等の決定等 )

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、初度開設事業、車両取得事業、設備更新事業にあつては規則第7条第1項により補助金交付決定通知書(第7-1号様式)を補助金の交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、運行事業、運行活性化支援事業にあつては規則第7条第1項及び規則第14条の規定により補助金交付決定通知書兼交付確定通知書(第7-2号様式)を補助金の交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付が適当でないとき、規則第7条第2項の規定によりその旨を記した補助金不交付決定通知書(第8号様式)を補助金の交付申請者に通知するものとする。

( 変更の申請 )

第8条 第5条の規定に係る補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項に該当する場合は、補助金変更等申請書(第9号様式)に事業詳細(第3号様式)を添付し、速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 車庫の所在地の変更
- (2) 事業費において、申請時の見積りと比較し10パーセントを超える変更があった場合

2 第5条の規定に係る補助金の交付決定を受けた者は、補助事業を中止する場合には速やかに補助金変更等申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更の承認又は差戻し）

第9条 市長は前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を変更することが適当であると認めるとき、又は適当でないと判断した時は、変更承認、又は差戻し通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（初度開設事業、車両取得事業、設備更新事業の実績報告）

第10条 第5条の規定に係る補助事業者は、規則第13条の規定により事業完了の日から1ヵ月以内または当該年度内のいずれか早い日までに、実績報告書（第11号様式）事業詳細（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

（1）車両及び車両装備購入

- ア 契約書又は注文書の写し
- イ 領収書の写し
- ウ 完了写真
- エ 自動車登録事項等証明書の写し
- オ その他市長が求める書類

（2）車庫整備

- ア 契約書又は注文書の写し
- イ 領収書の写し
- ウ 完了写真
- エ その他市長が求める書類

（3）通信関連機器整備及びその他

- ア 領収書の写し
- イ 完了写真
- ウ その他市長が求める書類

（初度開設事業、車両取得事業、設備更新事業の補助額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、規則第14条の規定により補助金交付確定通知書（第12号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 第5条の規定に係る補助事業者は、前条の規定による補助金交付確定通知書または第7条第2項の規定による補助金交付決定通知書兼交付確定通知書を受領した日から、それぞれ10日以内に請求書（第13-1、13-2号様式）を市長に提出しなけ

ればならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、規則第17条に定めるものの他、NPO法人等が止む得ない理由により第6条第1項第2号のキに定められた期間内に事業を廃止した場合、補助金により取得又は増加した財産が原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間内の場合、その残存年数に相当する補助金の一部を返還することを命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表（第4条、第5条関係）

事業区分	補助対象事業者	申請書及び提出様式	提出期限	補助対象事業	補助率及び補助金額
初度開設事業	新たに又は新たな地域で公共交通空白地有償運送を実施する NPO 法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1 - 1号様式</li> <li>・第2号様式</li> <li>・第3号様式</li> <li>・第4号様式</li> <li>・第6号様式</li> <li>・申請者が営む事業概要が記載されたもの</li> <li>・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し</li> </ul>	事業開始の1ヶ月前又は補助金の交付を受けようとする会計年度の12月末日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫整備 公共交通空白地有償運送の用に供する車両の車庫の整備に要する経費（用地費を除く。）</li> <li>・通信関連機器設備 公共交通空白地有償運送の用に供する通信関連機器の購入に要する経費</li> <li>・その他 公共交通空白地有償運送の用に供するその他の諸経費</li> </ul>	経費の2分の1以内の額(上限 80 万円)
車両取得事業	新たに公共交通空白地有償運送を実施する又は既に実施している NPO 法人等		補助金の交付を受けようとする会計年度の12月末日	公共交通空白地有償運送の用に供する車両及び車両装備の購入に要する経費	経費の2分の1以内の額(上限 270 万円かつ1台 135 万円)
設備更新事業	公共交通空白地有償運送を既に実施している NPO 法人等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・車庫整備 公共交通空白地有償運送の用に供する車両の車庫の整備に要する経費（用地費を除く。）</li> <li>・通信関連機器設備 公共交通空白地有償運送の用に供する通信関連機器の購入に要する経費</li> <li>・その他 公共交通空白地有償運送の用に供するその他の諸経費</li> </ul>	設備を更新又は追加するのに要する費用の2分の1以内の額（上限 80 万円）	
運行事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1 - 2号様式</li> <li>・第2号様式</li> <li>・第5号様式</li> <li>・第6号様式</li> <li>・申請者が営む事業概要が記載されたもの</li> <li>・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し</li> </ul>	補助金の交付を受けようとする会計年度の9月末日	補助金の交付を受けようとする前年度の公共交通空白地有償運送に要する経費	欠損額の2分の1以内の額(上限 100 万円)

運行活性化支援事業	ICT 導入実証運行を行う NPO 法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 - 3 号様式</li> <li>・第 2 号様式</li> <li>・第 5 号様式</li> <li>・第 6 号様式</li> <li>・その他参考となる資料</li> <li>・市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し</li> </ul>	補助金の交付を受けようとする会計年度の 9 月末日	補助金の交付を受けようとする前年度の ICT 機器の導入に要した下記に示す準備経費および管理経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム機器リース料</li> <li>・初期及びサポート費用</li> <li>・操作等に関する研修費用</li> <li>・その他、準備及び管理に要する市長が認めた経費</li> </ul>	補助対象経費の 10 分の 10 以内
-----------	----------------------	--	---------------------------	--	---------------------

(注) 1 補助金額に端数が出た場合は千円未満切捨とする。

- 2 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入れ控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、第 14 号様式に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

第1 - 1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

あて先 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付申請書  
( 初度開設事業/車両取得事業/設備更新事業 )

平成 年度において、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 公共交通空白地有償運送事業の概要

(1)目的

(2)運送の区域

(3)年間利用人数（初度開設事業においては見込み数）

(4)開始予定年月日

2 交付を受けようとする補助金の額

3 補助事業の実施予定時期

(1)開始予定年月日

(2)完了予定年月日

第1 - 2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

あて先 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書  
( 運行事業 )

平成 年度において、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、浜松市補助金交付規則第13条の規定により実績報告します。

記

1 公共交通空白地有償運送事業の概要

(1)目的

(2)運送の区域

(3)年間利用人数

(4)開始年月日

2 交付を受けようとする補助金の額

3 補助事業の実施予定時期

(1)開始年月日

(2)完了年月日



第1 - 3号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

あて先 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書  
（ 運行活性化支援事業 ）

平成 年度において、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、浜松市補助金交付規則第13条の規定により実績報告します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

2 補助事業の実施時期

(1)開始年月日

(2)完了年月日

第2号様式(第5条、第6条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長  
(取扱い 交通政策課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

\_\_\_\_\_

氏 名(または法人名)

\_\_\_\_\_ 印

(法人の場合は法人代表者印 )

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金

第3号様式（第5条、第8条、第10条関係）

事業詳細（当初計画 / 変更計画 / 実績）

事業詳細	1) 車両及び車両装備購入			
	購入車両台数	台	台	台
	種別	軽 普通	軽 普通	軽 普通
	車種			
	排気量	cc	cc	cc
	乗車定員	人	人	人
	年式	新車 中古車(年式)	新車 中古車(年式)	新車 中古車(年式)
	購入予定年月	年 月	年 月	年 月
	主な設備内容			
	購入経費	円	円	円
	事業費小計(a)	円		
	2) 車庫整備			
	所在地			
	整備内容	(規模及び構造、面積、駐車台数等)		
	整備予定年月	年 月		
事業費計(b)	円			
3) 通信関連機器整備				
購入内容	品名	数量	購入経費	
			円	
			円	
事業費計(c)	円			
4) その他事業				
事業内容	品名	数量	経費	
			円	
			円	
事業費計(d)	円			
事業費合計(a~d)(A)	円			
算出根拠	補助率(B)	1 / 2		
	A × B (C)	円	(千円未満切捨て)	
	寄付金等(D)	円		
	A - D (E)	円	(千円未満切捨て)	
	補助金交付申請額 (C又はEのいずれか少ない額)	円		

第4号様式(第5条関係)

平成 年 月 日

宛て先 浜松市長

所在地  
名称  
代表者氏名

印

誓約書

当法人は、浜松市 地域における公共交通空白地有償運送事業を、下記のとおり行うことを誓約いたします。また、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱に違反した場合は、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第13条に基づく市長の命令に従い、補助金を返還いたします。

記

- 1 補助金の交付を受けた日から1年以内に、公共交通空白地有償運送を開始する。
- 2 補助金の交付を受けた年度終了後3年間は、公共交通空白地有償運送の継続に努める。

第5号様式（第5条関係）

公共交通空白地有償運送支援事業 補助対象事業実績収支計算書

（収入）

区 分	金 額	備 考（根拠）
事業収入	円	
会費収入	円	
寄付金	円	
雑収入	円	
その他	円	
合 計（A）	円	

（支出）

区 分	金 額	備 考（根拠）
人件費	円	
燃料油脂費	円	
電話使用料	円	
賃借料	円	
保険料（損害保険）	円	
備品等購入費	円	
研修費	円	
旅費等	円	
租税公課費	円	
その他 1	円	
その他 2	円	
合 計（B）	円	

差引額(A) - (B)	
--------------	--

## 暴力団排除に関する誓約書

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

### 記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

第7 - 1号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付決定通知書  
（ 初度開設事業/車両取得事業/設備更新事業 ）

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金について、下記のとおり交付決定しましたので、浜松市補助金交付規則第7条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

（交付の条件）

1. 浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第6条を遵守すること。
2. 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
3. 規則第17号第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
4. 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第7 - 2号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付決定通知書兼交付確定通知書  
（ 運行事業/運行活性化支援事業 ）

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金について、下記のとおり交付決定及び交付確定しましたので、浜松市補助金交付規則第7条及び第14条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

（交付の条件）

1. 浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第6条を遵守すること。
2. 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
3. 規則第17号第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき、又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
4. 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。



第8号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金について、下記の理由により、却下することを浜松市補助金交付規則第7条の規定に基づき通知します。

記

【理由】

第9号様式(第8条関係)

平成 年 月 日

宛て先 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金変更等申請書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定通知を受けた平成 年度浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金について、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容の申請 (第3号様式による)

	変更事項
変更前	
変更後	

2 補助事業の中止  
(理由)

第10号様式（第9条関係）

浜松市指令 第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金変更（承認／差戻し）通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金について、下記のとおり決定しましたので、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第9条に基づき、通知します。

記

〔変更内容〕

上記の変更内容を承認します。

上記の変更内容について差戻し、再考を依頼します。

〔理由〕

第11号様式(第10条関係)

平成 年 月 日

宛て先 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金実績報告書  
( 初度開設事業/車両取得事業/設備更新事業 )

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付決定通知を受けた平成 年度浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金について、浜松市補助金交付規則第13条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【補助事業の完了年月日】

第12号様式(第11条関係)

浜 都 交 第 号  
平 成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付確定通知書  
( 初度開設事業/車両取得事業/設備更新事業 )

平成 年 月 日付けで報告のありました平成 年度浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金実績報告書を審査の結果、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜松市補助金交付規則第14条の規定に基づき通知します。

記

補助金の額

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

第13 - 1号様式（第12条関係）

平成 年 月 日

宛て先 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付請求書  
（初度開設事業 / 車両取得事業 / 設備更新事業）

平成 年 月 日付け浜都交 第 号により補助金交付確定通知のあった平成 年度浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金について、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

【支払先】

口座名義

金融機関名

口座種別（ 普通 / 当座 ）

口座番号

第13 - 2号様式(第12条関係)

平成 年 月 日

宛て先 浜松市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名 印

浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付請求書  
( 運行事業 / 運行活性化支援事業 )

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付決定通知兼  
交付確定通知のあった平成 年度浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金  
について、浜松市公共交通空白地有償運送支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に  
基づき、下記のとおり請求します。

記

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
---	----	----	----	---	---	---	---	---

【支払先】

口座名義

金融機関名

口座種別 ( 普通 / 当座 )

口座番号

第14号様式

平成 年 月 日

宛て先 浜松市長

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

印

消費税の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付確定通知を受けた浜松市公共交通空白地有償運送支援事業補助金に係る補助対象事業の消費税について以下のとおり報告します。

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金の額                     | 円 |
| 2 補助金の額のうち消費税相当額            | 円 |
| 3 2のうち仕入控除の対象とならなかった額       | 円 |
| 4 補助金返還相当額(2の額から3の額を差し引いた額) | 円 |

注) 別紙として確定申告書等を添付することとする。